

二級建築士、木造建築士免許申請に係る注意事項

※1 学歴を証明する書類について

●入学年が平成21年度以降の方

学歴のみ	(1) 指定科目修得単位証明書・卒業証明書→[注1] (旧書式は認められません。試験時、登録時に必要な実務経験年数が記載されているもの。) (2) 高等学校の卒業証明書(高等学校卒業を入学資格として職業訓練校に入学した方のみ)
学歴+実務	(1) 指定科目修得単位証明書・卒業証明書→[注1] (旧書式は認められません。試験時、登録時に必要な実務経験年数が記載されているもの。)

[注1] 「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」の備考欄に「置換」と明示されている場合、「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」加えて「置換科目一覧表」の提出が必要です。

●入学年が平成20年度以前の方

学歴のみ及び学歴+実務の方	卒業証明書→[注2]
---------------	------------

[注2] 平成20年度以前に入学し、留年等により在学年数が終業年限を超えて卒業した場合は、入学年が明記された証明書の提出が必要です。

また、卒業した学科によっては、「コース名等の確認ができる証明書」や「建築士試験の受験資格がある単位取得証明書」等の提出が必要となる場合があります。卒業した学校に証明書発行を依頼する際に、建築免許登録新鮮に必要なことを伝え、適切な証明書を必ず提出して下さい。適切な証明書が不明な場合は本会にお問い合わせ下さい。

※2 実務経歴を証明する書類について

実務経歴書、実務経歴証明書に関しては、免許登録審査に当たり、秋田県又は本会から実務内容を確認するための添付書類(年金加入記録、設計図面等)を求める場合があります。

【注意事項】

- ・二級建築士及び木造建築士免許申請書類の「受付」は**免許登録を認めるものではなく、今後、登録要件の有無に関する審査を行う**こととなります。
- ・建築士免許登録審査の段階で、申請書類の内容について**お電話で確認させていただく場合があります。**(実務経歴証明書の場合は、証明書に記入している担当者に確認します。)
- ・**建築事務角内容が実務経験として認められるかどうか判断が難しい実務**については、秋田県と協議の上、(公社)日本建築士会連合会が設置する「建築士免許登録実務経歴審査会」にて付議されることとなり、この場合は**免許証の発行までの時間が長くなります。**
- ・今後の建築士免許登録審査で、登録要件が「無し」と判定された場合の**手数料はご希望であれば還付することが出来ます。**また、今回の申請で提出した「振替払込受付証明書」(建築士免許登録審査後に返却されたもの)は、次回申請手続きの際も使用出来ます。